

65歳以上の皆さんへ 介護保険制度の一部が変わり、4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

65歳以上の全ての方を対象とし、その方々が要介護状態にならず地域で自立した日常生活を送ることを目的に、町が実施する介護予防のための事業です。

事業のポイント

- ① 要支援の認定を受けた方が利用するサービスの一部（訪問介護・通所介護）と介護予防事業が、介護予防・日常生活支援総合事業になります。
- ② 要支援の認定を受けなくても「基本チェックリスト」（心身の状態や生活状況を確認するための質問用紙）を行うことにより、対象者と判定された方は、介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。

3月まで

介護予防サービス

■対象者 要支援1・2

■内容
 ▽福祉用具貸与
 ▽訪問看護
 ▽通所リハビリテーション など

現行どおり

▽訪問介護
 （ホームヘルプサービス）
 ▽通所介護（デイサービス）

移行



4月から

介護予防サービス

■対象者 要支援1・2

■内容
 ▽福祉用具貸与
 ▽訪問看護
 ▽通所リハビリテーション など

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

■対象者
 ▽介護保険要支援1・2の認定を受けた方
 ▽「基本チェックリスト」で対象と判定された方

■内容
 ▽訪問型サービス（訪問介護）
 自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーなどによる調理や掃除、洗濯などの支援が受けられます。

▽通所型サービス（通所介護）
 通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。また、運動機能、口くう機能の向上や栄養改善といったサービスも受けることができます。

介護予防事業

■対象者 65歳以上の全ての方
 ■内容
 ▽高齢者健康保持対策事業（宅老所）
 ▽各種健康教室 など

移行

一般介護予防事業

■対象者 65歳以上の全ての方
 ■内容
 ▽高齢者健康保持対策事業（宅老所）
 ▽各種健康教室 など

■問い合わせ先 健康介護課介護保険係 ☎(48)1111 (内1125・1126)
 地域包括支援センター（役場内） ☎(48)1111 (内1127・1128)